

「加賀市自転車安全利用推進条例」(案)に対する意見の公募結果について

「加賀市自転車安全利用推進条例」(案)について、下記の通り意見公募(パブリックコメント)を行ったところ、6件のご意見が寄せられました。

記

意見公募の概要

| | |
|---------|--|
| 案 件 名 | 加賀市自転車安全利用推進条例(案) |
| 公 募 期 間 | 令和2年1月20日(月)～令和2年2月3日(月) |
| 縦 覧 資 料 | 加賀市自転車安全利用推進条例(案) |
| 周 知 方 法 | 市ホームページのほか、土木課、山中温泉支所、各出張所、各図書館、各地区会館で縦覧 |
| 提 出 方 法 | 添付の用紙に記入し、土木課宛に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールで提出 |

意見公募の結果

6件(3名)

意見と回答

| 意見番号 | 意見 | 市の回答 |
|----------------|--|---|
| 提出者① 1番目の意見 | ヘルメット着用を努力義務とするとのことだが、ヘルメットの購入についての補助は考えているのでしょうか。 幼児や子どもからの導入が効果的だと思うので、低年齢層だけでも補助があればよいと思います。 | 平成30年に策定した「加賀市自転車のまち推進計画」にヘルメット購入助成制度の導入を施策としてあげており、この計画に基づき、検討を進めます。 |
| 提出者② 1番目の意見 | 幼児・児童の自転車ヘルメット購入費用の一部を助成する制度について条例に追加するべきではないか。 | |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| <p>提出者② 2 番目の意見</p> | <p>分かりやすい自転車駐車場の案内標識や放置禁止の警告・啓発看板を設置することで自転車利用者への注意喚起及び、マナー向上を図る旨を条文に追加してはどうか。</p> | <p>放置自転車への啓発活動等は「加賀市放置自転車等の防止に関する条例（平成 17 年条例第 161 号）」により対応したいと考えています。</p> <p>また、平成 30 年に制定した「加賀市自転車のまち推進計画」に自転車駐車場の案内の充実を施策としてあげており、この計画に基づき、検討を進めます。</p> |
| <p>提出者② 4 番目の意見</p> | <p>新しく自転車利用者が発生すると考えられる時期（4 月中旬）を放置自転車対策強化期間として設定し啓発活動を行う旨を条文に追加してはどうか。</p> | |
| <p>提出者② 3 番目の意見</p> | <p>教育機関と協力し、学生の利用マナーの指導・啓発を行う旨を条文に追加してはどうか。</p> | <p>本条例第 12 条第 2 項に学校等と連携して自転車の安全利用に関する教育を行う旨を記載していますので、この条文に基づき、マナーの指導・啓発に取り組んでまいります。</p> |
| <p>提出者③ 1 番目の意見</p> | <p>具体的な内容が記載されておらず、この様な推進条例では自転車安全利用を推進することができない。また、内容が分かりにくいので、もっとわかりやすくしてほしい。</p> | <p>本条例に基づき具体的な実施要綱を作成し、自転車の安全利用を推進します。</p> <p>また、条例内容については、広報の際に分かりやすい表現に努めます。</p> |